

市内の工事（建設）事業者のみなさまへ



建設工事に伴い、地下水等を公共下水道へ排水される場合

下水道に関する『届出』と『排水基準の遵守』をお願いします

建設工事に伴い地下水等を公共下水道へ排水される場合には、大阪市下水道条例に基づき公共下水道の使用に係る届出（公共下水道使用開始届）とともに、定められた排水基準（裏面参照）を守る必要があります。この排水基準を超過する場合は、処理施設（除害施設）等の設置が必要です。

なお、除害施設を設置する場合は、事前に除害施設設置計画届の提出が必要です（大阪市下水道条例第10条の2、第10条の3）。

詳しくは下記の各担当部署までお問い合わせいただき、必要となる届出の提出をお願いします。

【届出の種類】 公共下水道使用開始(中止)届〔市条例〕 【担当の業務】 公共下水道の使用料金に関すること		
総務部経理課	住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM 棟 6 階	6615-7545

【届出の種類】 除害施設設置計画届〔市条例〕、公共下水道使用開始(変更)届〔下水道法〕 【担当の業務】 排水基準や除害施設の設置に関すること		
下水道資源循環課（水質規制） 〔下水放流関係〕	城東区中浜 1-17-10 東部方面管理事務所 6 階	6967-0981
下水道資源循環課（水質規制） 〔河川放流関係〕	住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM 棟 6 階	6615-7525

大阪市下水道条例に基づく下水道への排水基準

令和6年4月1日現在

水 質 項 目		排 水 基 準	
健 康 項 目	カドミウム	0.03	mg/L以下
	シアン	1	mg/L以下
	有機リン	1	mg/L以下
	鉛	0.1	mg/L以下
	6価クロム	0.2	mg/L以下
	ヒ素	0.1	mg/L以下
	総水銀	0.005	mg/L以下
	アルキル水銀	検出されず	mg/L以下
	PCB	0.003	mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1	mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2	mg/L以下
	四塩化炭素	0.02	mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L以下
	チウラム	0.06	mg/L以下
	シマジン	0.03	mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2	mg/L以下
	ベンゼン	0.1	mg/L以下
	セレン	0.1	mg/L以下
	ほう素	10	mg/L以下
	ふっ素	8	mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5	mg/L以下
	☆ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L以下
生 活 環 境 項 目	フェノール類	5	mg/L以下
	銅	3	mg/L以下
	亜鉛	2	mg/L以下
	鉄(溶解性)	10	mg/L以下
	マンガン(溶解性)	10	mg/L以下
	クロム	2	mg/L以下
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	—
	△生物化学的酸素要求量(BOD)	600	mg/L未満
	△浮遊物質(SS)	600	mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類 5 動植物油類 30	mg/L以下
	温度	45	℃ 未満
	よう素消費量	220	mg/L未満
	色	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと	

△ 印は、大阪市下水道条例により 2,600mg/L まで一定条件のもとに市長の承認を受けて排水することが出来ます。

☆ 印は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)に該当する下水処理場の処理区域内の工場・事業場に適用されます。